

千葉県立保健医療大学特色科目運営会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第17条第4項の規定に基づき、特色科目運営会（以下「会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 1名
- (2) 栄養学科教員 1名
- (3) 歯科衛生学科教員 1名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) 共通教育運営会議教員 1名
- (7) 特色科目の科目責任者
- (8) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特色科目の運営に関する事項
- (2) 特色科目を通じた一体的な目標の達成と科目相互の連携に関する事項
- (3) 特色科目の評価と改善に関する事項
- (4) 特色科目の目標達成に向けた学生、教員へのファカルティ・ディベロップメントに関する事項
- (5) 科目責任者の推薦に関する事項

(会長)

第5条 会に会長を置く。

- 2 会長は、学長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第6条 会には、必要に応じ副会長を置くことができる。

- 2 副会長は、会長の指名による。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会の招集及び議長)

第7条 会長は、会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第10条 会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。